

平成23年（ワ）第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件
(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原告 ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクBB(株)

被告 東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)

第11 準備書面

平成25年11月6日

東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 晃

弁護士 梅津 有紀

弁護士 福田 恵太

弁護士 島津 守

弁護士 栗田 祐太郎



第1 本件における主要な論点

本件における主要な論点は次のとおりであり、主たる争点は、4-3(一)の被告らが原告らの「接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が経済的に著しく困難」¹か否か、というものであります。

¹ 電気通信事業法施行規則第23条第2号、電気通信事業法32条3号、甲6の1

【本件における主な論点と原告らの主張との対応関係】	
原告の主張の骨子	第 8
1 請求の内容（ベストエフォート型の F T T H サービス）・特定	第 8 p.4-7、別紙 1-3
2 独占禁止法 2 4 条の「侵害の停止又は予防」と作為義務	第 2 p.4・
3 被告らの原告らに対する優越的地位 (N T T 東日本 F T T H サービス私的独占事件最高裁判決（平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日、甲 9 の 3）との関係)	訴状 p.12・ 第 2 p.18・
4 - 1 「電気通信事業法上の接続義務」、「接続における最小単位（アンバンドル ² 義務）」及び「O S U 共用」との関係	第 3 p.3 第 4 p.3-4 第 5 p.5-7
4 - 2 接続拒否事由が被告の抗弁事由であること	第 2 p.6-8
4 - 3 接続拒否事由 - 「接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的 ³ 又は経済的に著しく困難であるとき」 ⁴	—
4 - 3 - 1 莫大な費用負担の有無【主たる争点】	第 10 p.2-6 後述
4 - 3 - 2 ユーザ対応サービス品質劣化等の有無	第 2 p.17 第 10 p.7-8
4 - 3 - 3 設備改良阻害の有無	第 2 p.13-14/p.17-18 第 10 p.8
4 - 4 接続拒否事由と独占禁止法（単独の取引拒絶、優越的地位の濫用）との関係	第 8 p.2

² 細分化（電気通信事業法 3 3 条 4 項 1 号ロ）

「接続の基本的ルールの在り方について」（平成 8 年 1 2 月 1 9 日付答申、甲 1 3）における「特定事業者（注 被告ら）は、他事業者（注 一例として原告ら）が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドル（細分化）して提供しなければならないこととする」との記述参照。

³ 技術的に著しく困難であるとは被告は主張していない（答弁書 7 頁以降ほか）

⁴ 電気通信事業法施行規則第 2 3 条第 2 号、電気通信事業法 3 2 条 3 号、甲 6 の 1

第2 本件における唯一の争点

1 接続箇所A・Bについて

(1) 被告の主張

前述のとおり、本件における争点は、「(被告らにおいて) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が経済的に著しく困難」と言えるかどうか、という点にもっぱら限定されるところ、被告らは、接続箇所A・Bにおける接続が行われる場合に、次のとおりの「多大な費用負担」が必要となる（「経済的に著しく困難」である）との主張を行っています。

ア ソースアドレスルーティング機能付収容ルータへの置き換え費用

(被告準備書面(9) 18頁、19頁、乙35)

約1300万円×4800台(平成23年度末)＝約624億円

約1300万円×5900台(平成24年度末)＝約767億円

イ 接続事業者との間のゲートウェイルータ

(被告準備書面18頁、19頁から21頁、乙33から35)

約1000万円×約2200箇所(ビル数)＝約220億円

ウ オペレーションシステム

(被告準備書面(9) 21頁、書証の提出なし)

数百億円

(2) 原告らの反論—その1

被告らは、後述アのソースアドレスルーティング機能付収容ルータについては既存の収容ルータ調達価格を基準とし、また、後述イの接続事業者との間のゲートウェイルータについてはSNI事業者向け収容ルータの調達価格を用いています。

しかしながら、調達価格はあくまで取引当事者(被告らと納入業者)間の

合意価格であり、両当事者を巡る様々な状況を考慮して合意される主観的なものであると言わざるを得ません。しかも、被告らが提示しているのは、一取引事例の調達価格に過ぎません。

この点、被告らは、本件訴訟が提起された後、2年もの期間が経過してもなお、接続に際して必要となる費用について、客観性を有する資料⁵（信頼できる第三者作成の見積書等）を全く提出しないものであります（後述アのソースアドレスルーティング機能付収容ルータについて言えば、そもそも置き換えが必要か否かも客観的な証拠が出されておられません）。

被告らが、接続拒否事由について何ら立証していない事実は明らかであり、以下、この事実を前提にさらに補足します。

ア ソースアドレスルーティング機能付収容ルータへの置き換え費用

① 上記機能は、本来既にNGNに実装されているべきであること、「ソースアドレスルーティング機能」は、現在市場に流通している多くのルータに装備されている一般的な機能であることから、上記機能がNGNに備わっていないとはにわかに信じがたい点については、原告第10準備書面2頁以下及び同5頁以下に記載したとおりです。

② 仮に、接続点A・BにおけるNGNの収容ルータに現時点で当該機能が具備されていない場合であっても、あえて高額な費用がかかる「収容ルータの置き換え」という過剰な方法による必要はなく、単に収容ルータのソフトウェアの更新をすることで足りると考えられるところであります。

被告らがソースアドレスルーティング機能付収容ルータについて、メーカーによる見積書すら提出していないことに鑑みれば、ソフトウェアの

⁵ 例えば市場価格が存在する場合は市場価格、それがない場合は適正な価格が判断基準となる。また、この適正価格は、原価の積み上げにより計算されるものと考えらるべきである。

更新というより簡易な手段の可否についてメーカーに問い合わせた点についても疑問が存するところです。

- ③ さらに、原告らの本件請求がなかったとしても、被告らにおいて、設備の老朽化等に伴い収容ルータを順次交換するであろうこと、今後の被告らユーザの増加やトラフィック増加に対応するための設備更改が行われるであろうこと、被告らが自ら主張するように（複数年にわたり毎年）かなりの数の収容ルータを新規設置していること（乙35）からすれば、その交換・更改・新規設置につきこれをソースアドレスルーティング機能を具備した収容ルータにより行えばよく、原告らとの接続を実現するために、全ての「収容ルータの置き換え」が必要であると主張し、当該金額の全てを原告らによる請求を実現するために必要な費用として計上することは過剰と言わざるを得ません。

④ 求釈明

NGNの収容ルータについては、「ソースアドレスルーティング機能」を具備しておらず（上記①）、接続点A・Bにおける原告らの接続を可能とするには、「収容ルータの置き換え」が必要である（上記②）との被告らの主張内容を検証するため、原告らは、被告らに対して、NGNの収容ルータの全てのメーカー名を明らかにするよう求めます。

なお、被告らにつき、接続に必要な情報等を明らかにすべきことについては、次のとおり。

- 平成23年答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」⁶
- 平成24年7月「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」⁷

⁶ 同答申85頁以下については乙23において提出済み

⁷ 同ガイドライン項目4「接続に必要なシステム開発等」（特に（3）「接続に際して必要となる網改造」の部分）http://www.soumu.go.jp/main_content/000169527.pdf

被告らによる開示がなされた後、原告らは、当該メーカーに対する調査
嘱託の申立てを予定しております。

イ 接続事業者との間のゲートウェイルータ

- ① 原告らと被告らとの間におけるゲートウェイルータについて言えば、
そもそも市場において容易に調達可能であることについては、原告第1
0準備書面6頁記載のとおりであります。
- ② また、原告らの接続請求（ベストエフォート型のF T T Hサービスを
実現するためのO S U共用）を満たすためには、被告らが主張するよう
な「S N I 事業者向け収容ルータ」⁸は、必ずしも必要ない（過剰設備）
といえます。

すなわち、被告らは、必ずしもS N I 事業者向け収容ルータの内容を
明らかにしないものの、これは、S I Pサーバ⁹と連携しつつQ o S¹⁰を
使った映像配信のサーバ等との接続に主に利用されるものであることか
ら、原告らの請求しているベストエフォート型の接続に対しては不要な
機能を含むことが当然に想定されるからであります。

そのため、原告らとの接続のために、「S N I 事業者向け収容ルータと
同様」のゲートウェイルータを設置することまでは必要ないことから、

「S N I 事業者向け収容ルータ」の調達価格を基礎として原告らとの
接続にかかるゲートウェイルータの見積価格を主張すること自体が不適
切であります。

⁸ SNI(Application Server Network Interface)事業者向け収容ルータ：多様なアプリケーションを提
供する事業者のサーバと NGN を接続する箇所に設置されている装置（被告準備書面(9)より引用）

⁹ SIP(Session Initiation Protocol)サーバ：帯域管理サーバ（被告準備書面(1)より引用）

¹⁰ QoS(Quality of Service)：帯域確保サービス（被告準備書面(1)より引用）、ネットワーク上で提供
する機能を安定的に稼働させるために行う、サービス品質管理技術（NTT 西日本 HP より引用）

ウ オペレーションシステム

オペレーションシステム関連費用について、被告らは、数百億円を要するとこれまで一貫して主張しながら、未だに一切証拠の提出がなされていないという状況にあり、被告らの主張を採用する余地はありません。

(3) 原告らの反論—その2

上記(2)に加えて、被告らが原告らの接続に応じるのであれば、原告らにおいて応分の負担をする用意が存します。

2 接続箇所C・Dについて

原告らが被告らに対して接続を求める具体的な個所は原告準備書面（8）別紙3記載のA、B、C及びDであるところ、これまでの被告らの主張をも踏まえ、原告らは、原告準備書面（8）別紙3記載のAまたはBにおける接続を主位的に求めます。

なお、本件における原告らの請求を実現するに当たり、もっぱら接続点の違い（接続箇所A・BあるいはC・D）を理由として数千億円もの費用の開きが出るところ、被告らには接続義務がある以上、被告らは、接続を希望する事業者に対して、当該事業者においても各接続点において接続を実現するために必要な費用の算定または被告らの主張の検証を可能とする最低限の情報を提供すべきであります（前述の平成23年答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（脚注6）及び「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（脚注7））。

そのため、原告らは、本件訴訟において、請求を特定する必要上、AないしDの接続希望箇所を設定したものの、より低額での接続が可能となる接続点が存在する可能性も存するところであります。

3 その他被告準備書面(9)に対する補足事項

(1) 平成24年3月29日審議会答申(乙21)

被告らは、1分岐単位での接続を拒否する理由として、総務省の諮問機関である情報通信行政・郵政行政審議会の結論を挙げるところ、上記審議会の答申は、被告らが理由なく1分岐単位での接続及びOSU共用を頑なに拒絶する態度を示すために、被告らと接続事業者との間でOSU共用について、「対話型の審議会において検討を続けることが合理的ではない」ということを述べているに過ぎない(乙21、11頁) ことについては、既に原告らにおいて主張済みです(原告第3準備書面10頁以降)。

(2) 平成23年審議会答申(乙23)

また、原告第10準備書面7頁において述べたとおり、総務省が実施している「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー」における検証の際に使用される考え方(平成23年答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(乙23、88頁))には、次のとおりの記述が存在するものであることから、本件においても、これらの要素を考慮した上で、「(被告らにおいて) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が経済的に著しく困難」と言えるかどうか¹¹、が判断されるべきであります。

➤ 新たな機能のアンバンドル¹²を行ったとしても、NTT東西が追加的コストについて当該機能を利用する接続事業者から適切に回収できる場合には、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえない」

¹¹ 電気通信事業法施行規則第23条第2号、電気通信事業法32条3号、甲6の1

¹² 細分化(電気通信事業法33条4項1号ロ)

「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日付答申、甲13)における「特定事業者(注 被告ら)は、他事業者(注 一例として原告ら)が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドル(細分化)して提供しなければならないこととする」との記述参照。

- システム改修等の追加的コストが高額であっても、順次改修等を行い、
接続料原価に算入していく場合は、公正な競争環境に照らし、「過度な
経済的負担」に当たるとは必ずしもいえない

第4 結論

以上のとおり、被告らによる抗弁（接続拒否事由）には理由がなく、原告らの請求が直ちに認められるべきであります。

以 上